

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成29年11月17日

静岡県知事 川勝平太

1 申請のあった年月日

平成29年9月8日

2 申請にかかる特定非営利活動法人について

(1) 名称

特定非営利活動法人Mt. Fuji交響楽団

(2) 代表者の氏名

若林 庸道

(3) 主たる事務所の所在地

御殿場市新橋1888番地の2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民等に対して、オーケストラ活動を主体とする音楽演奏事業や交流事業を行い、これらを通じて地域音楽文化の普及向上と、子供達の健全な育成や心の健康の推進、そして笑顔あふれる明るい地域社会づくりに寄与することを目的とする。